

2019年9月議会 一般質問

2019年9月定例市議会的一般質問で、
高木たけし市議が行った第一質問と答弁をご報告します。

高木たけし市議

9月11日
午前10時～



1 市長の政治姿勢について -----	2
①核兵器禁止条約の批准を政府に求めることについて ----	2
②消費税増税について -----	4
2 国民健康保険事業について -----	7
①国保税引き下げについて -----	7
②一部負担金の減免制度拡充について -----	8
③資格証明書について -----	9
④子どもの均等割の減免について -----	11
3 介護保険制度について -----	13
4 保育行政について -----	16
①給食費の実費徴収について -----	16
②認可保育所の拡充について -----	19
③保育士配置基準の拡充について -----	20
5 建設行政について -----	22
①福山道路建設計画について -----	22
②市営住宅について -----	28
ア 市営住宅の改善について -----	28
イ 連帯保証人の免除について -----	30
ウ バリアフリー化の促進、エレベーターの設置について -	31
6 教育行政について -----	33
①常金中学校における学校統廃合計画と地域振興について	33

市長の政治姿勢について

①核兵器禁止条約の批准を政府に求めることについて

高木たけし市議：核兵器禁止条約の批准は、世界で 26 か国に広がりました。

この条約は、50 か国目の批准書が国連事務総長に寄託されて 90 日後に発効します。

被爆者団体の代表らは、安倍総理大臣に核兵器禁止条約に署名・批准し、発効を推進するよう要望しています。

「世界で唯一の戦争被爆国である日本は核兵器禁止条約を批准してほしい」という思いは国民共通の思いではないでしょうか。

福山市もこれまで、核兵器禁止条約の批准について、日本非核宣言自治体協議会を通じ国に要望し、福山市議会議長名で意見書も政府に送付してきました。

しかし、米のトランプ大統領が、使える核兵器の開発などに踏み出し、INF（中距離核戦略全廃）条約から一方的に離脱するなかで、ロシアも対抗して核兵器の先制使用や新型核兵器の開発を進めようとしています。

核兵器を持つインドとパキスタンの軍事緊張が高まるなど核兵器

の使用が懸念されます。

核兵器禁止条約の発効を急がなくてはなりません。

来年、被爆 75 年原水禁世界大会がニューヨークで開かれます。日本政府が核兵器禁止条約を批准することは、世界への大きなアピールとなり、禁止条約発効の大きな力となるものです。

重ねて、政府に対し核兵器禁止条約の批准を強く求めてください。

ご所見をお示しください。

市長答弁：始めに、核兵器禁止条約の批准について
であります。

核兵器のない平和な社会の実現は、人類すべての
共通の願いであり、普遍の目標であります。

核兵器禁止条約の批准につきましては、引き続き、
国に対して「日本非核宣言自治体協議会」の活動を通じ、要望してまいります。

以上

②消費税増税について

高木たけし市議：総務省は、テレビ、新聞を通じて消費税 10%への増税について宣伝を行っています。

先の参議院選挙での NHK 出口調査では、消費税増税に反対は 57%、賛成は 43%です。

最新の世論調査でも反対が多数であり、増税反対の国民の意思は明確です。

1989 年に消費税が導入されて以来、増税と引き換えに法人税が減税されてきました。かたや当然増やすべき社会保障費を削減してきました。

31 年間の消費税収は、累計で 396 兆 7 千億円であり、一方法人 3 税の減収額は 297 兆 8 千億円で、国税の法人税だけみても 210 兆 1 千億円の減収です。

法人税収を空洞化させている様々な税制措置の恩恵を受けているのは、もっぱら大企業です。

中小企業などは、景気後退などの影響を受けており、その影響額は 49 兆 6 千億円とされています。

消費税の増税はやめ、政治の責任として、所得再分配が行えるよ

う、大企業優遇税制を改め、大儲けを上げている大企業から応分の負担を求めるべきです。

総務省の調査によると、消費税率１０％の場合、平均年収２５１万円の高齢者世帯では負担額２４万１１８９円で負担率９．６１％、平均年収１４１８万円の高所得世帯では負担額５１万３４０７円で負担率３．６２％となり、逆進性の高さは顕著です。

消費税１０％への増税により、一層、格差と貧困が広がることになります。

７月までの商業販売額は昨年１２月以来８カ月連続で減少するなど国内景気は悪化し、米中間の“貿易戦争”など世界経済のリスクも一層拡大しています。さらに、複数税率対応のレジ機器導入が間に合わない商店も多く、ポイント還元でも混乱は必至です。

このまま増税に突っ込むなど無謀極まりないと、５野党・会派は消費税増税をめぐって国会での閉会中審査を与党に要求しました。安倍政権に増税中止を迫る世論と運動が日に日に広がっています。

増税中止を政府に求めるべきです。御所見をお示してください。

市長答弁：次に、消費税率の引き上げについてであります。消費税率の引き上げは、全世代型社会保障

の構築に向け、少子化対策や、社会保障に対する安定的な財源を確保するため、また、財政健全化にも資するよう実施されるものです。

国民健康保険事業について

①国保税引き下げについて

高木たけし市議：広島県内で 19 年度の国保税を引き上げた自治体は 53%であり、東京、大阪についで 3 番目に多くなっています。

広島県は、大都市と肩を並べるほど国保税を引き上げました。

広島県が統一化を目指しているからこそ、こうした結果になっています。

毎年の国保の引き上げに、加入者の不満も高まっています。

国保財政は黒字であり、国保税引き下げは財政調整基金で十分対応できます。

予算編成に向けて、国保税を引き下げよう求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

市長答弁：まず、国保税についてであります。県単位化に伴い、激変緩和期間中は、段階的に調整する被保険者の急激な負担とならないよう財政調整基金を活用し対応しているところです。

②一部負担金の減免制度の拡充について

高木たけし市議： 福山市国民健康保険一部負担金の免除要綱では、第 3 条で免除等の対象として次の各号のいずれかの事由に該当すること、生活が一時的に著しく困難となり、一部負担金の支払いが困難と認められる場合に免除等を行うことができるとされています。

昨年 8 月、札幌高等裁判所は、札幌市が国民健康保険の一部負担金の減免申請を却下したことは違法として争われた裁判で原告勝利の判決を出しました。

判決の中で裁判長は、「一部負担金の減免の制度は経済的に困窮する者も療養の給付を受けることができるようにするという社会保障としての意義を有するものである」と判断を示しました。

恒常的に生活することが困難な者も一部負担金の支払いが難しいことは明らかなです。

福山市は、一部負担免除の対象に生活保護基準以下の世帯を含めたものとするよう求めるものです。ご所見をお示してください。

市長答弁： 次に、一部負担金の減免制度についてであります。一部負担金は、医療サービスを受ける被保険者と健康な被保険者との負担の公平性を確保

するために設けられているもので、各種保険制度を通じて全国で統一された負担割合となっています。一部負担金の減免制度については、財源問題を含め、保険制度全般の中で議論すべき課題と考えています。

本市におきましては、減免制度の運用基準について、国からの通知に基づき、2011 年度（平成 23 年度）に拡充し、生活が一時的に著しく困難となり、生活保護基準額を下回る場合に免除する規定を設けています。

また、恒常的に生活が困難で、他の福祉施策に該当すると思われる場合は、関係部署と連携を図り、適切な対応しているところです。

③資格証明書について

高木たけし市議：資格証明書は、市長が国保税を支払えない特別の事情として認めれば制裁措置から除外され発行されません。

特別の事情は、自治体の判断で行えるものです。

2000年11月27日の全国生活と健康を守る会連合会と厚生労働省の交渉では、「自治体が決めれば、生活保護基準以下も特別の事情に入れてもよい」と回答しています。

福山市として、生活保護基準以下の世帯は、特別の事情とし、資格証明書を発行しないことを求めるものです。御所見をお示ください。

市長答弁：次に、資格証明書の発行についてであります。資格証明書は、被保険者間の負担の公平性や制度の安定運営の観点から、負担能力があるにもかかわらず、納税に誠意が見られない世帯に対して交付しているものです。

資格証明書の交付につきましては、国の基準に加え、本市独自の適用除外基準を設け、法定軽減世帯など、低所得世帯は財源問題を含め、保険制度全般

の中で議論すべき課題と考えています。

本市におきましては、減免制度の運用基準について、国からの通知に基づき、2011 年度（平成 23 年度）に拡充し、生活が一時的に著しく困難となり、生活保護基準額を下回る場合に免除する規定を設けています。

また、恒常的に生活が困難で、他の福祉施策に該当すると思われる場合は、関係部署と連携を図り、対応しているところです。

④子どもの均等割の減免について

高木たけし市議： 本市では、18 歳以下の子どもが 2 人以上いる法定軽減世帯を対象に 2 人目以降の子どもについて均等割の 2 割を軽減しています。

しかし、依然として高い国保税は、子育て世帯の生活を圧迫しています。

6 月議会の答弁では、均等割を全額免除にするために約 3000 万円が必要とのことですが財政調整基金で対応できます。

政府も、法定軽減世帯の対象を拡大し、低所得者対策をおこなってきました。

福山市でも、法定軽減世帯の子どもの均等割を免除することを考えるべきです。

さらにすべての子育て世帯に対象を広げることを求めるものです。御所見をお示しください。

市長答弁：次に、子どもの均等割の減免についてあります。国保制度においては、税負担を抑制するための法定軽減制度が設けられています。

2014 年度(平成 26 年度)からは毎年度、拡充や見直しが行われており、低所得者の負担軽減に努めているところです。

加えて、本市においては法定軽減世帯における 18 歳以下かつ 2 人目以降の被保険者への本市独自の減免制度により、子育て世帯への負担軽減を図っています。

介護保険制度について

高木たけし市議： 8月29日、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は、来年の介護保険法改正に向けた議論を開始しました。検討項目として、訪問介護の生活援助利用を要介護3以上に限定する、利用料2・3割負担の対象者拡大、ケアマネジャーのケアプランの有料化、施設入所者の居住費・食費の自己負担や高額介護サービス費の引き上げなど、負担増・給付抑制が目白押しです。

この間、介護保険は制度見直しの度に改悪です。2017年、要支援1・2の人の訪問介護と通所介護は市町村の「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行し、介護給付から外しました。2018年10月から導入された訪問介護の「生活援助」を含むケアプランの届出制は、利用抑制に拍車をかけるなど、政府の介護の実態を無視した「利用制限ありき」の施策は目に余ります。

いま介護の実態は「老々介護」や「シングル介護」「遠距離介護」等が増加し、介護離職や虐待はあとを絶たず、介護殺人・心中まで起きています。そのような現実を改善するはずの介護保険制度は、充実どころか、後退の一途をたどっています。

「認知症の人と家族の会」の花俣常任理事は「これ以上の負担増・

給付抑制が進めば、私たちの生活と介護は成り立たなくなる。絶対に認められない」と強調しています。要介護１・２の人の訪問介護の生活援助を介護給付から外すことは、介護や認知症の重度化を招きかねません。市内に住む、要介護２の認知症の女性は、ヘルパーによる掃除や調理、服薬管理など日常生活全般の支援を受けることで、在宅生活が継続できています。担当のケアマネジャーは「専門的な継続支援があつてこそ、日々の変化に気づき、適切な支援ができる。生活援助を介護保険から外すことは、高齢者の生きる意欲を奪いかねない」と憤ります。今後、要介護１・２の人が訪問介護の生活援助が利用出来なくなった場合、高齢者へどのような影響を及ぼすとお考えでしょうか、お答え下さい。また、本市の要介護１・２の認定者の生活援助の利用者数についてお答え下さい。介護サービスの利用抑制や負担増は、認知症になっても生きがいをもって暮らせるように謳った、国の認知症対策大綱や、福山市の「認知症施策の推進」にも大きく逆行します。

国に対し、要介護１・２の人の介護給付外しや利用者負担増は行わないことを要望することを求めます。ご所見をお示しください。

市長答弁：次に、介護保険制度についてであります。

次期改正の、2021 年度（令和 3 年度）の施行に向けた厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会の議論の中で、要介護 1・2 の方に対する生活援助サービス等の給付のあり方についても検討されており、今後の動向を注視してまいります。

また、制度改正全般に関しましては、将来を見据え保険料水準の上昇を極力抑制するため、給付と負担のバランスや、国と地方の負担のあり方について検討し、持続可能な介護保険制度の確立を図るよう、全国市長会を通じ、国に要望しているところです。

なお、要介護 1・2 の生活援助の利用者数は、本年 3 月において、967 人であります。

保育行政

①給食費の実費徴収について

高木たけし市議： 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、3 歳から 5 歳児の副食材料費が新たに実費徴収されることとなります。国は「給食の食材料費はこれまでも、実費徴収または保育料の一部として保護者が負担してきた。従来と負担は変わらない」との見解です。

しかし、これまで副食材料費は実費徴収の対象になっておらず、給食は保育の一環として、公定価格に含まれていました。田村和之広島大学名誉教授は、「副食材料費が保育料の一部として保護者負担となっていたことは、政府が突然言い出したこと。子ども・子育て支援法 27 条 3 項 1 により、保育所の公定価格は、『保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準の額』とされており、副食材料費を勘案しない公定価格の改定は違法である」と指摘しています。

しかも、国は実費化に伴う副食材料費の積算単価は 5188 円と突如言い出し、3 歳から 5 歳児の公定価格を 5090 円引き下げると通知しました。

これまで「保護者からの実費徴収額は 4500 円程度」と説明しながら、公定価格を 5090 円も減額することに、地方自治体や各保育施設は混乱しています。差額分を保育所が負担することになれば、子どもたちの教材、施設整備、あるいは職員の人件費に影響を及ぼしかねません。

副食材料費は公定価格に含め、実費徴収は中止するよう、国に要望することを求めます。ご所見をお示し下さい。

児童福祉法 24 条 1 項により市町村は保育の実施責任を、私立保育所に保育事務を委託することによって履行しています。その保育内容には給食の提供も含まれています。

給食費は『保育に通常要する費用』であるならば、福山市は国の減額した公定価格の額をそのまま委託費の額とするのではなく、副食材料費の実費相当額を委託費とすることは可能と考えます。市長の認識をお示し下さい。

東京都荒川区や兵庫県明石市などは、保護者に新たな負担をさせないために、独自に委託費へ 3 歳から 5 歳児の副食材料費を含める予定とのことです。

現在、副食材料費の無償化等を検討しているのは、広島県内では

安芸高田市や府中市・神石高原町など7自治体、その他に秋田県や東京都内の18区、長野県塩尻市などで、検討中の自治体は増えています。

福山市としても、これまで通り、給食費用を含めた3歳から5歳児の委託費を設定し、副食材料費を保護者から徴収しないことを求めます。ご所見をお示し下さい。

また、その場合の対象人数と所要額についてお示し下さい。

市長答弁：次に、保育行政についてであります。まず、給食費の実費徴収についてであります。国は、1998年(平成10年)に副食費の実費を4,500円と設定し、保育料として負担していただくよう制度設計していました。

このため、無償化後においてもこれまでと同様に、保護者に負担をお願いすることになるものです。

なお、副食費の徴収額については、それぞれの施設が決定することから、所要額等の試算は困難であります。

②認可保育所の拡充について

高木たけし市議： いま全国的に待機児童の増加は深刻な問題です。本市の待機児童数は、2017 年 10 月 5 2 人、2018 年 10 月 1 7 人、2019 年 4 月 1 日時点は 1 0 人です。それ以外にも「兄弟が同じ保育所に入れない」「認可保育所に入れず小規模保育施設の利用になった」など、潜在的待機児童は常態化しています。また、毎年 4 月時点の私立保育所の充足率は 9 5 ～ 9 7 % を推移し、年度中途には定員超過で児童を受け入れているのが実態です。

今後、幼児教育・保育の無償化により保育需要は伸び、認可保育所への入所希望が大きく増える可能性があります。現在、福山市は 2020 年度からの「第 2 期福山市子ども・子育て支援事業計画」を検討している最中ですが、待機児童解消だけではなく、保護者が希望する保育所に入所できるよう、抜本的に公立保育所および認可保育所の拡充をするべきであります。ご所見をお示し下さい。

市長答弁： 次に、認可保育所の整備についてであります。認可保育所の整備につきましては、今後とも保育需要に応じて、実施してまいります。

③保育士配置基準の拡充について

高木たけし市議： 深刻な保育士不足を解消するには賃金の引き上げと共に、厳しい労働条件の改善が求められます。東京都の2018年保育士実態調査によると、保育士の退職理由は「給料が安い」とともに「仕事量が多い」「労働時間が長い」「休暇が少ない」などが多くなっています。保育士の処遇改善のためには、実態とかけ離れて低くなっている保育士配置基準を引き上げるべきです。

福山市は国基準に従って、1歳児は「6対1」ですが、埼玉県や長野県、愛知県知立市・長久手市は「4対1」になるよう、県や市が独自加配をしています。

福山市も同じように、4対1の保育士配置を行った場合に必要となる保育士数と所要額についてお答え下さい。

労働条件改善や保育の質確保のため、国に対し配置基準の引き上げを求めるとともに、独自に基準を手厚くすることを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁： 次に、保育士配置基準についてであります。保育士の配置につきましては、国の基準に従い、本市の条例により定める基準に基づき、適切に配置

されており、それぞれの施設の状況に応じ加配を行っているところです。

今後におきましても、安心安全な保育が提供できるよう、適切な保育士の配置に努めてまいります。

建設行政について

①福山道路建設計画について

高木たけし市議： 市長は 9 月議会冒頭の総体説明で、福山道路の整備促進について言及されました。

この計画に関して、国土交通省中国地方整備局は、平成 29 年度事業「再評価結果」を公表しました。

これは、公共事業が効率的になされているのかどうか評価するため、費用便益分析を行ったもので、計画の費用とそれによる便益の比較から、計画推進の可否を判断するものです。

国土交通省中国地方整備局の資料では、福山道路の 3.3 km 区間のうち、事業全体の総便益は、524 億円と示されています。

対して、事業全体にかかる事業費は 274 億円、維持管理費は 15 億円とされ、事業全体の便益は、総事業費を総費用で除した値で、1.8 となります。

この指標に関して、先般わが党は、国土交通省へヒアリングに行きました。

そこでの説明では、「この 1.8 という数値は、今回事業化した 3.

3 k m 区間のみでしか算定されていない」とのことでした。

市のホームページによると、そもそも福山道路は「東西方向の連絡強化、交通混雑の緩和になる事が期待される」として、全延長は 1 6 . 5 k m です。

3 . 3 k m の事業区間が供用されたとしても、単独では行き止まりとなり、バイパス機能はありません。

仮に福山沼隈道路が接続したとしても、その終端は、福山市街に流入し、結局は現国道 2 号線の新たな負荷となってしまいます。また、倉敷福山道路も現在は局所的な供用のみで、全通の具体的見通しがないため、バイパス機能はありません。

仮に、架空のネットワークを対象として試算した結果、費用便益比が 1 . 8 となっているのであれば、この数値には根拠がありませんが、ご所見をお示し下さい。

次に、「渋滞損失時間」について伺います。

6 月議会本会議の答弁では、「渋滞ランキングの区間は、国が実施する『全国道路・街路交通情勢調査』の区間を用いており、調査は 5 年毎、道路状況にあわせて区間を設定している」「渋滞ランキングは、

経年で比較するためのものではなく、その年々に、国道 2 号のどこが渋滞しているかを把握するためのもの」との答弁でした。

この「渋滞ランキング」に福山市内の国道 2 号の区間がランクインしているとして、福山市のホームページに「ぶち混むふくやまの道路事情」との連続記事があります。

しかし、このランキングは「1 km 区間」といった「単位 k m 当たり」で表していないため、全国比較ができません。

このことを指摘すると、国交省本省は「指摘は確かに、そのような議論はある」と、表現の不正確さを認めていました。

「第 7 回ぶち混む福山の道路事情」には、2018 年の渋滞ランキングが掲載されており、市内の国道 2 号区間が 2 位と 4 位となっています。ところが、延長区間がそれぞれバラバラなため、1 km 当たりで比較するとランキングは変わります。

そもそも、全国の渋滞比較であれば、少なくとも渋滞区間の距離は統一しなければ客観性は担保されず、福山市が啓発することは問題です。正確で誰が見ても納得のいく情報に改善すべきですが、ご所見をお示し下さい。また、渋滞解消のためには、莫大な費用と長い期間のかかる大型道路の新設ではなく、安価で短期間にできる、

現道路の交差点の拡幅や改良などを行うべきです。

渋滞ランキングに掲載された交差点における「広島県道路交通渋滞対策部会」での最新の議論の状況をお示してください。

次に、計画区間について伺います。

多治米川口線について、6月議会では「最適のコース」との認識が示されました。

地域住民にとっては、耳を疑うような認識です。

2018年4月20日の川口東学区での車座トークでも「福山道路が完成すると、学区を二分し、活動や交流が困難になる」「騒音や排気ガスにより生活環境が悪化する」として「学区民の心配ごとの一つ」との意見が出されていました。

現状では、多数の住宅が建設されているため、「最適ルート」どころか、道路建設は不可能なルートです。

福山道路の事業計画を見直すことを求めますが、ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、福山道路についてであります。まず、事業再評価については、学識経験者等から構成

される事業評価監視委員会において、事業の必要性を評価する項目の一つである費用便益比も含めて審議される中で、「事業を継続する」という結果となっています。

次に、渋滞ランキングについてであります。渋滞ランキングは、全国の直轄国道において、国が同じ考え方により、算出されていると伺っています。

次に、広島県道路交通渋滞対策部会についてであります。

本年8月に開催された本部会において、市内では、国道2号の福山郵便局前交差点における上り車線の右折レーンの延長などの渋滞対策について、意見交換されたと伺っています。

次に、福山道路の整備計画についてであります。市内中心部の国道2号では、著しい交通渋滞が発生

しており、市民生活の安全性や利便性、社会経済活動に大きな影響を与えています。

また、昨年 7 月の豪雨災害時には、山陽自動車道と国道 2 号が通行止めとなり、交通・物流に支障が生じたところであります。これらの課題を抜本的に解消するには、福山道路の早期整備が必要不可欠であると考えています。

引き続き、国・県と連携し、本市及び備後圏域の活性化や、地域の安全・安心の確保のために、福山道路の早期整備の推進に努めてまいります。

②市営住宅について

ア 市営住宅の改善について

高木たけし市議： 瀬戸町の妙見市営住宅では、「市営住宅を退去すれば、室内は改装され新しくなります。しかし、長く居住しているところでは、入居時のままで経年劣化も起きている。」状況です。深津の市営住宅では、「階段のコンクリートが剥がれ落ちている。ベランダの下部分が剥がれている。」「サビとみられる茶色の濁った水が出る。」山手町の市営住宅では「駐車場に穴があいて危険だ」などの声が上がっています。

市営住宅の、個別改善、修繕対応しなければならない状況が散見される中、対策を求めるものですが、ご所見をお示してください。

2013 年～2022 年までの福山市営住宅長寿命化計画は、住宅に困窮する世帯に対しセーフティネットとして市営住宅の供給を適切に行うことが必要としています。

そのため、維持管理などの計画も立てられています。

準備中空家は、2013 年から 2017 年までの間に、457 戸修繕されましたが、抜本的に修繕予算を増やし、活用できる住宅を増やすことが求められます。

2017 年度の決算要求資料では、市営住宅の待機者は、延べ 955 人となっており、新たな建設も必要と考えます。ご所見をお示しく下さい。

市長答弁：次に、市営住宅についてであります。

市営住宅の改善については、「福山市営住宅等長寿命化計画」に基づき、外壁劣化改修や屋上防水改修など、計画的に改修工事を実施しているところがあります。

また、入居者や管理人からの通報や日常的な点検により、建物や設備の不具合などの把握に努め、必要な修繕を行っています。引き続き、本長寿命化計画に基づき、安全で快適な住まいの確保に努めてまいります。

次に、市営住宅の供給については、少子高齢化や人口減少など、社会状況の変化をふまえ、2016 年（平成 28 年）4 月に策定した「福山市住生活基本計画」に基づき、適切に供給を行っているところであります。

イ 連帯保証人の免除について

高木たけし市議： 福山市では、連帯保証人は基本的には、2 人必要としていますが、特別の事情があるものは 1 人免除することができるとしています。

しかし保証人が、見つからないため、市営住宅への入居を断念した方もいました。

他の自治体では、連帯保証人の免除取扱要綱を作り、保証人がいない市民の入居を認めています。

福山市でも、免除規定を設け、保証人がいなくても市営住宅に入居できるよう改善を求めるものです。

ご所見をお示してください。

市長答弁： 次に、連帯保証人制度についてであります。

近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることをふまえ、国から、連帯保証人の確保については特段の配慮をすべきであるとの考え方が示されました。

本市といたしましては、国の考え方をふまえ、現

在、すでに連帯保証人制度について検討しているところであります。

ウ バリアフリー化の促進、エレベーターの設置について

高木たけし市議： 市営住宅を建て替える際には、バリアフリー化や高層階へのエレベーターの設置がおこなわれています。

しかし、既存の市営住宅でのバリアフリー化、エレベーターの設置は進んでいません。

国土交通省は、2000 年度から、エレベーターを廊下型公営住宅だけでなく階段室型公営住宅でも設置できるとしました。

整備費の45%と家賃の低廉化に要する費用として45%を1年間助成します。

居住者の合意のもとに地方自治体から要求があれば設置する方針です。

障がい者、高齢者、子育て世代などの入居する市営住宅でのバリアフリー化、エレベーターの設置を積極的に行うことを求めるものです。ご所見をお示しく下さい。

市長答弁：次に、市営住宅のバリアフリー化についてであります。

既存の市営住宅のバリアフリー化については、室内や共用階段に手すりの設置を計画的に進めています。

なお、既存の市営住宅にエレベーターを設置することについては、建物の築年数や階段室型という構造上の問題により、費用対効果が著しく低いことなどから、困難であると考えています。

教育行政について

常金中学校における学校統廃合計画と地域振興について

高木たけし市議： 常金中学校と新市中央中学校を再編し、新市中央中学校の位置に再編校を開校すること。常金中学校の校舎を解体した敷地に、常金丸小学校を移転する、との計画が発表され、地域説明会が開かれています。

この計画に対し、7月1日付で、地元町内会から市長と教育長に対し、要望書が提出されています。

その内容は、「突然のことで不安が広がっている」として、「常金丸学区においてはこれまで長年、小中一貫の地域として、子どもを育て、小中一貫教育の実践が出来ている」とし、「生徒数だけで再編を決められても到底納得できない」と、計画の白紙撤回を求めています。

地域住民へのアンケート調査も行われたそうですが、結果は、回答者の約9割が「常金中学校の存続を求める」もので、保護者アンケートの結果でも同様でした。

この要望は、常金丸学区としての住民総意とも言えるものです。

要望に対する市長の受け止めをお答えください。

アンケートは、「今後の常金中学校はどうなってほしいか？」との問いに対し「ア．常金中学校を残してほしい、イ．常金中学校と常金丸小学校を一緒にした学校を作って欲しい、ウ．新市中央中学校と一緒にしてほしい」と、3つの項目です。

1314人が回答したとのことでしたが、「常金中学校の存続」を求める回答は336人で25.6%、「小中一貫校にしてほしい」は804人、61.2%です。なんらかの形で、常金丸学区へ常金中学校の存続を望んでいる声は86.8%で、およそ9割の人が望んでいることが明らかになっています。

一方、「新市中央中学校と統合」を希望する声は160人、12.2%とのことでした。

常金中学校の存続理由として「通学距離が長くなることに、不安・心配・親の負担が増える」との意見や、「過疎化が急速に進む」ことへの不安が多く出されたようです。

さらに、小中一貫校を希望した理由として「常金に学校が必要だから」との声が一番多い結果でした。

このような大規模なアンケート結果により、常金中学校の存続を望んでいることが明らかになりましたが、この結果に誠実に対応す

ることが行政の責務です。

逆に、9割もの住民の声が市政に届かないとなれば、「住民がいくら意見を言っても無駄」「自治会は行政の下請けでしかないのか」との受け止めが広がり、ただでさえ加入率の下がっている地域の自治会活動と今後の市政運営にマイナスの影響を広げることが懸念されます。

8月26日の夜、市議会文教経済委員会の議会報告会が開催されました。参加者からは「常金中学校を残してほしい。これまで、学校に行けなくなった子どもが常金中学校に登校するようになり元気を取り戻した」「大規模校ばかりでなく、小規模校もある、という選択肢を残してほしい」といった声が寄せられました。

「マンモス校卒業だが、大人数で切磋琢磨した記憶はない。一握りの友人としか交流した経験はない。学校規模は大人数だから良いというのは納得できない」との意見もありました。

翌日の議会報告会でも、同校の存続を求める意見が出され、保護者と住民の、常金中学校に対する熱い思い思いが届けられました。市長はこのような圧倒的な住民の声を真正面から受け止め、同校などの小規模・中規模校の教育環境を維持・拡充するための教育予算

を編成するべきですが、ご所見をお示し下さい。

7月29日に、市議会文教経済委員会で、山口市のコミュニティスクールの視察調査を行いました。

同市では、小規模化が進んだ児童数4人の小学校で、地域住民と連携しながらコミュニティスクールによる運営を行っていました。

導入理由として、市長が車座トークで直接聞いた「学校をなくさないでほしい」との住民要望に応えた、とのことであり、「同意なしに統廃合は進めない」と話していました。

そしてこの制度により、学校統廃合計画に歯止めがかかり小規模校が存続しているそうです。

小規模校を存続させる方法としては、コミュニティスクールや小規模認定特認校制度の導入など、様々な手法がありますが、教育委員会会議では、コミュニティスクールについて議論された経緯があるようです。市長は、コミュニティスクールや小規模認定特認校制度の導入については、どのような認識なのか、お答えください。

わが党は先般、常金中学校を視察しました。

同校では、「菊の里」の伝統を受け継ぎ、常金丸の菊を広めたいという思いで、菊作りや菊花展への出品菊のパンフレット制作などの

活動を行っているそうです。

さらに、常金丸の菊をもっと広めるために生徒が「菊ちゃん」というマスコットを作り、あいさつ運動の横断幕に加えたり、福山市のマスコットキャラクター「ローラ」の妹にしてほしいと準備を進めたりしているそうです。

総合学習の授業は、生徒たちが真剣に生きいきとアイデアを出し合う討議を行っており、まさに、学校と地域が一体となって地域振興策を進める好例といえる中学校でした。

このような地域活性化の取り組みが長年実践されている常金中学校は、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」にある、「学校を地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設と位置付けている」と言える学校です。そのため、文科省の手引きに従っても、「統廃合を選択しないケース」と言えます。

常金中学校の存続を求めますが、市長のご所見をお示し下さい。

以上、それぞれについて、ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、常金中学校の再編と地域振興についてであります。

学校再編については、引き続き教育委員会が、保

護者をはじめとする地域のご理解を得るよう、しっかりと説明を重ねてまいります。

再編対象地域の地域振興については、関係部局が連携をしながらそれまで地域が大切にしてきた活性化の取組をさらに大事に守るなど一緒になって進めてまいります。